

# 全国 P H P 友の会運営細則

1 会則第 17 条により、全国 P H P 友の会の運営について定める。

## 2 会費の配分

### (1) P H P 正会員会費

P H P 正会員会費 3,000 円を、会員 1 人について次のように配分する。

- (ア) 全国本部 2,200 円
- (イ) エリア本部 800 円

### (2) P H P 法人／賛助会員会費

P H P 法人／賛助会員会費 12,000 円を、1 口について次のように配分する。

- (ア) 全国本部 9,600 円
- (イ) エリア本部 2,400 円

(3) 全国本部が収受する配分額から、さらに一定額をエリア本部に還元することができる。

### (4) 基金

毎年定額を予算に組み込み、基金に積み立てることができる。

(5) 会費収入から P H P 思いやり運動に寄付することができる。

## 3 P H P 友の会の「会の登録」と「拠点友の会」について

### (1) 定義

#### ① P H P 友の会の「会の登録」

全国 P H P 友の会の会員が、P H P 友の会の主旨にそって活動をするとき、2 名以上の仲間で P H P 友の会を登録することができる。

#### ② P H P 友の会における「拠点友の会」

P H P 友の会の中で、メンバー全員が全国 P H P 友の会の会員であり、会則、役員、会員名簿、活動スケジュールがあり、年 1 回総会が開催され、会計報告がなされている会は、「拠点友の会」として登録することができる。

### (2) P H P 友の会の登録と運営

P H P 友の会の登録と運営について下記の通り定める。

- ① 資格：会の役員は全国 P H P 友の会の会員であり、会の運営にあたっては、全国 P H P 友の会の規約を遵守する。
- ② 登録：本部発行の登録申請用紙を地区長（地区長が不在の都道府県ではエリア本部長）へ提出し、全国 P H P 友の会本部事務局にて受理される。
- ③ 更新：3 年に 1 回、本部発行の更新届を地区長（地区長が不在の都道府県ではエリア本部長）へ提出し、全国 P H P 友の会全国本部にて受理される。
- ④ 登録抹消：P H P 友の会としての登録を抹消する場合は、その旨書面にて全国 P H P 友の会本部事務局に提出する。

- ⑤資格喪失：以下の場合、「PHP友の会」の資格を喪失する。
- i) ①③を満たさない場合。
  - ii) 会としてPHPの主旨に沿わない行為等があると、全国PHP友の会の役員会で判断した場合。

(3) PHP友の会における「拠点友の会」の登録と運営

PHP友の会の中で、地域の拠点となる活動を行う会は、下記の条件を満たせば「拠点友の会」として登録できる。

- ①資格：「PHP友の会」としての登録があり、メンバー全員が全国PHP友の会の会員であること。
- ②登録：本部発行の登録申請用紙にて、地区長（地区長が不在の都道府県ではエリア本部長）へ「拠点友の会」申請をし、全国PHP友の会執行役員会にて受理される。
- ③更新：年1回、会則、役員名簿、スケジュール、決算報告書を全国PHP友の会地区長（地区長が不在の都道府県ではエリア本部長）に提出する。
- ④登録抹消：「拠点友の会」の登録を抹消する場合は、その旨書面にて全国PHP友の会本部事務局に提出する。
- ⑤資格喪失：以下の場合、「拠点友の会」の資格を喪失する。
  - i) ①③を満たさない場合。
  - ii) 会としてPHPの主旨に沿わない行為等があると、全国PHP友の会の役員会で判断した場合。

#### 4 総 会

- (1)総会は会長が招集する。
- (2)総会の議案は全国本部執行役員会で作成し、会長の承認を得て決定する。
- (3)総会は、全国PHP友の会の役員が出席し、その過半数で決定する。なお、賛否同数の場合は、会長が決裁する。
- (4)総会では、会長・副会長・事務局長は2票、エリア本部長・監事は1票の議決権を有し、これを行行使する。
- (5)議決権を持つ者が欠席の場合は、委任状を提出する。
- (6)総会は、出席者の同意を得て議長を選出し、議事を行う。議長は書記ならびに議事録署名人を出席者の過半数の同意を得て任命する。
- (7)書記は総会の議事録を作成し、署名人はその議事録に署名、本部事務局は各役員に写しを配布し、原本を保管する。
- (8)総会の決議事項
  - ①活動報告の承認
  - ②決算報告の承認
  - ③活動計画・予算案の承認
  - ④役員を選出
  - ⑤会則の改定、その他会の重要事項の決定

#### 5 執行役員会

- (1)執行役員会は会長、副会長、事務局長で構成し、出席者の過半数で議事を決定する。
- (2)執行役員会の議決事項
  - ①総会議案の決定

- ②各種規則の決定
- ③全国本部予算案の決定
- ④特別顧問・常任顧問・顧問の委嘱の決定
- ⑤エリア本部の設置
- ⑥その他、会の重要な事項

## 6 専門部・専門責任者

- (1)全国本部には、専門部・専門責任者を置くことができる。

## 7 役員の選出

- (1)会長の選出は、現会長・副会長の意向をふまえ、特別顧問、常任顧問の推薦のもとに総会で指名する。
- (2)副会長の選出は、エリア本部長の推薦のもとに、会長と事務局長が指名する。
- (3)エリア本部長の選出は、副会長の推薦のもと、会長と事務局長が指名する。
- (4)事務局長と事務局次長は、特別顧問、常任顧問が指名する。
- (5)監事は常任顧問が指名する。

## 8 全国PHP友の会事務局

- (1)事務局員の指揮・監督は事務局長が行う。ただし、事務局長が直接指揮監督できない場合は、事務局長から指名されたものが代行して指揮監督することができる。
- (2)事務局員の業務
  - ①PHP正会員・PHP法人／賛助会員・友の会、その他寄付等の受入
  - ②会費の各エリア本部への配分
  - ③会員名簿の掌握
  - ④PHP研究所社会活動部との連絡
  - ⑤全国本部の会計、金銭出納
  - ⑥総会・役員会、その他集会の準備および開催の手伝い

## 9 エリア本部

- (1)エリア本部は、全国PHP友の会の地区の活動を推進するものとして設けることができる。
  - ①北海道「北海道全域」
  - ②東北「青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島」
  - ③東関東「千葉・埼玉・群馬・栃木・茨城」
  - ④首都圏甲信越「東京・神奈川・山梨・長野・新潟」
  - ⑤東海「愛知・岐阜・三重・静岡」
  - ⑥北陸「福井・石川・富山」
  - ⑦関西「大阪・京都・奈良・滋賀・兵庫・和歌山」
  - ⑧中四国「広島・岡山・山口・鳥取・島根・香川・愛媛・徳島・高知」
  - ⑨九州「福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島」
  - ⑩沖縄「沖縄全域」
- (2)エリア本部には、エリア本部長、エリア副本部長、会計責任者等を置くことができる。
- (3)エリア本部長は、エリア活動助成費の収支を年1回、全国PHP友の会会長に報告する。

## 10 都道府県地区長

各都道府県に、1名の都道府県地区長を置く。都道府県地区長は、副会長、エリア本部長の推薦により、会長、事務局長が指名する。また、都道府県地区長の指名により副地区長を置くことができる。

### 附則

2000年8月27日	改定
2001年8月26日	改定
2003年8月24日	改定
2004年8月22日	改定
2005年7月23日	改定
2007年7月28日	改定
2008年7月26日	改定
2010年7月24日	改定
2012年7月28日	改定
2013年7月27日	改定（※組織改定のため施行は2014年1月1日）
2014年7月26日	改定
2015年7月25日	改定
2016年7月23日	改定（※会費改定の施行は2017年1月1日）
2019年7月20日	改定